

令和2年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和2年8月18日（火） 午後1時00分～午後2時30分

場 所：国分寺市役所 書庫棟会議室（Web会議システム使用）

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長）（識見を有する者）
伊佐 素子（副会長）（市内の地域活動支援センターの代表者）
柴田 洋彌（市内の障害者団体の代表者）
中嶋 正勝（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
松友 了（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
青柳 忠義（障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）
宮田 萬利子（民生委員の代表者）
宮崎 卓矢（特別支援学校の教員）
中西 紀子（識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【アドバイザー】

長畑 達也 社会福祉法人 至誠学舎立川 国分寺地域包括支援センターもとまち

【事務局】

福祉部 障害福祉課長（石丸）
福祉部 障害者福祉課計画係長（寒河江）
福祉部 障害福祉課事業推進係長（千田）
福祉部 障害福祉課生活支援係長（鈴木）
福祉部 障害福祉課相談支援係長（小林）
福祉部 障害福祉課計画係（奥津）

【次第】

- 1 開会
- 2 審議事項
 - 1) 国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理，評価等に関すること（諮問第2号）について
 - 2) 国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の策定に関すること（諮問第1号）について
- 3 その他
- 4 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

- 資料1 国分寺市障害者計画実施計画進捗状況評価（令和元年度）
- 資料2 国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画進捗状況評価（令和元年度）
- 資料3 前回協議会における各委員からの意見（概要）
- 資料4 障害者計画の基本理念について
- 資料5 障害者団体等のヒアリング結果（まとめ）

【Web会議システムの動作確認】

Web会議システムの利用に当たり、出席委員の音声は即時に他の全ての委員に伝わり、委員全員が実際に一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が相互にできる状態となっていることを会議前に確認しています。

会議の開始から終了まで、Web会議システムにより、上記状況を保ち、会議を進めております。

【開会】

大塚会長：令和2年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会を開催いたします。本日はWeb会議システムを利用した会議開催となります。まず、事務局より会議成立の確認をお願いいたします。

事務局：本日は、8名の委員に御出席いただいているため、本協議会設置条例第6条第2項の規定に基づき、過半数を超えているため、会議成立となります。

大塚会長：事務局より資料の確認と進行上の注意点をお願いいたします。

事務局：資料の確認と進行上の注意点等について、説明をさせていただきます。

資料の確認から行います。事前に送付している配布資料をお手元に御準備ください。「令和2年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会次第」、資料1「国分寺市障害者計画実施計画進捗状況評価（令和元年度）」、資料2「国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画進捗状況評価（令和元年度）」、資料3「前回協議会における各委員からの意見（概要）」、資料4「障害者計画の基本理念について」、資料5「障害者団体等のヒアリング結果（まとめ）」、資料は以上でございます。

次に協議会の進行上の注意点等について説明させていただきます。

当協議会は、原則として会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様の御発言を正確に記録させていただくために録音をさせていただきます。御了承くださいますようお願いいたします。

今回、Web会議システムを用いた開催になりますが、大塚会長と事務局以外は、発言するとき以外ミュート設定をしていただきますようお願いいたします。

大塚会長：皆様のお手元にあります次第に沿って進めてまいります。次第の2、審議事項1）国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関する事について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：審議事項「国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価に関する事」につきまして、説明をさせていただきます。

本協議会設置条例第2条の規定に基づきまして、今年度も障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画の進行管理・評価等に関する事について市長より諮問がございました。

本日は各計画の令和元年度の実施状況を踏まえながら、進捗を御確認いただき、御意見を頂戴いたしまして、次回協議会にて、事務局より答申案をお示しする予定でございます。

計画の位置づけにつきましては、前回お示しいたしましたので、障害者計画の枠組みから説明をさせていただきます。

事前に送らせていただきました資料1「国分寺市障害者計画実施計画進捗状況評価（令和元年

度)」の1ページを御覧ください。

国分寺市障害者計画は「障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺」という理念のもとに、基本目標を5つ定めさせていただいております。

1つ目が「自分らしい暮らしへの支援体制づくり」、2つ目が「自分らしい社会参加や学びへの支援」、3つ目が「自分らしい働きかたへの支援」、4つ目が「共に生きる地域社会づくり」、5つ目が「自立を支援する人づくり」となっております。ここからそれぞれの分野や施策の方向に分かれております。さらにその先の個別の事業につきましては、重点事業を7つ設定し、障害者計画の施策を進めるための実施計画がぶら下がる体系となっております。この実施計画の具体的な各事業の実施状況について、本協議会で報告をし、評価をさせていただいております。

それでは、資料1の2ページを御覧ください。

令和元年度は、国分寺市障害者計画第3次の後期実施計画の2年目となっております。計画最終年度に設定をしております目標に対する進捗状況といたしまして、目標どおり進行している事業を「A」、やや取組が遅れている事業を「B」、大幅に取組が遅れている事業を「C」と3つの分類で評価をする形を取らせていただいております。令和元年度につきましてもほぼ目標どおり進行しておりまして、やや取組が遅れている事業につきましては、2ページと3ページにまとめて補足をつけております。

全事業の進捗状況につきましては、4ページ目を御覧ください。

一覧は、左から事業の通番と事業名、事業概要となっております。各事業の実績値につきましては、実施計画初年度からの実績を併記し、比較ができる形としております。その右に計画最終年度の目標値と令和元年度の進捗状況、事業の担当課という作りになっております。

それでは、7つの重点事業の進捗状況について、概要を説明させていただきます。

重点事業1「障害に対する理解や配慮の促進」、(1)心のバリアフリーの推進につきましては、通番1「理解促進・普及啓発事業」、通番3「ヘルプカード・ヘルプマークの理解促進・普及啓発事業」、通番7「市民福祉講座」、通番9「障害者センターまつり」など、例年にも増して様々な障害への理解促進のための取組を実施してまいりました。しかし、イベント系の取組は新型コロナウイルスの影響を受けてしまうため、今後は新しい取組方法などを工夫していく必要がございます。

一方で、通番10「市役所内等での障害者就労施設等の自主製品の販売促進」につきましても、実施事業所数、箇所数、共に順調に伸びており、市民との交流の機会となっております。今後もこのような場のさらなる活用が期待できるところでございます。

(2)権利擁護の推進につきましては、いずれも権利擁護センター事業でございます。各事業、利用件数は伸びているというところがございます。

6ページ、(3)情報提供体制の充実につきましても、各事業、幅広い情報を提供できるよう、継続的に周知を図っております。

(4)ユニバーサルデザインの推進につきましては、通番17の「バリアフリー基本構想策定」に遅れが出ておりますが、バリアフリー化の推進など、その他の事業につきましては順調に整備が進んでおります。

8ページの重点事業2「相談支援体制の充実」でございます。

(1) 相談・支援体制の充実の通番 24「福祉の総合的な相談窓口の体制整備」におきまして、令和元年度より地域福祉コーディネーターを配置し、複合する課題や制度のはざまなどの問題を持つ世帯の相談も適切な支援につないでいくというような、総合的な相談支援等を開始しております。

10 ページの(2) 関係機関のネットワークの充実につきましては、通番 35「障害者地域自立支援協議会の運営」が新型コロナウイルスの感染拡大防止により 1 回中止となったため B 評価とさせていただきますが、年間テーマとした地域生活支援拠点について協議をし、市内の相談支援事業所を拠点機能の一部とするなど、充実強化を図っております。

11 ページ、(3) サービスの質の向上につきましては、通番 44「サービス提供事業所等への指導検査体制の整備」です。平成 30 年度に新設された指導検査部署での実地指導も開始となりました。これにより、障害福祉課とも連携しながら、市内の障害福祉サービス事業所の運営と給付の適正化を図っております。

12 ページの重点事業 3「ライフステージを通じた支援の仕組みづくり」の(1) 生活支援サービスの充実、(2) 障害のある人の健康の維持・増進につきましては、例年どおり継続して実施をしている事業でございます。

13 ページの(3) 経済的支援の充実につきましても、手当、医療費等の助成を適正に支給している事業でございます。

15 ページ、(4) 生涯学習・スポーツの推進では、本多公民館で実施している通番 72 の「ロビーコンサート」につきまして、例年は 1 回の開催ですが、音楽のイベントを 2 回実施しております。

16 ページ、(5) 交流・福祉教育の充実の通番 80「サポート教室」では、計画を前倒しし、全市立小・中学校へのサポート教室の設置が完了しております。通番 79「巡回型の特別支援教室への移行」とともに、障害に応じた教育を受ける体制の整備が進んでおります。

(6) 地域生活の安心・安全の確保、18 ページ、(7) 生活拠点の整備、(8) 移動支援の充実につきましても、例年どおり必要な方に必要な支援ができるよう、周知も含め、それぞれの事業を継続して実施しております。

19 ページの重点事業 4「障害児発達支援に向けた取組の充実」につきましても、引き続き(1)の通番 98「乳幼児健康診査」や通番 102「訪問指導事業」の乳児家庭全戸訪問などにより、障害を早期に発見し、20 ページの(2) 療育・教育の充実へつないでいくというような支援を実施しております。

21 ページの重点事業 5「障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組の推進」につきましては、(1) 一般就労支援の充実の通番 108「障害者就労支援センターの運営」では、登録者数も増えており、生活面を含めた相談や就職準備の支援、就職後の職場定着支援を実施しております。

(2) 福祉的就労の充実につきましても、実績数が伸びております。

(3) 働く力の向上の 22 ページ、通番 114「地域の就労支援ネットワークの構築」につきましては、農福連携に関する協議、国分寺障害者施設お仕事ネットワーク、就労移行支援事業所連絡会を新たに地域自立支援協議会就労支援部会の作業部会として位置づけ、関係機関との連携強化が図られました。

また、通番 117「職場体験機会の提供」では、障害者週間行事の運営サポートなども取り入れ、内容の多様化が図られております。

23 ページの（４）地域社会への働きかけの通番 119 につきましては、地域開拓促進コーディネーターを中心に、地域の企業を積極的に訪問し、雇用の促進を図っております。

24 ページから 27 ページの重点事業6「保健・医療・福祉の連携の推進」につきましては、再掲の事業となっておりますので割愛させていただきます。

28 ページの重点事業7「サービス人材等の確保」につきましては、多種多様なニーズに対応できるように、事業者向けの研修などにより、サービスの質の向上を図っております。

以上、簡単ではございますが、資料1の説明とさせていただきます。

事務局：続きまして、資料2を御覧ください。

国分寺市障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況評価について御説明させていただきます。

まず、1ページ目、障害福祉計画・障害児福祉計画における成果目標の進捗状況について御説明いたします。

成果目標として5点挙げてございます。それぞれの目標数値につきましては、国の基本方針や東京都の考え方、また、市の実情も踏まえまして設定してございます。

まず1点目、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」でございます。地域生活への移行者数につきましては、令和2年度末までの3年間で3人が移行することを目標数値として設定しており、平成30年度と令和元年度を合わせた実績は3名で、既に目標を達成しております。しかし、施設入所支援者数につきましては令和2年度末時点で76人を超えないことを目標数値として設定しておりますが、令和元年度実績は80名であり、目標数値から遠ざかってしまいました。このことから、評価はB（やや取組が遅れている）といたしました。

続きまして、2点目「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」でございます。令和元年度は、地域自立支援協議会において専門部会である精神保健福祉部会を地域包括ケアシステムの協議の場として位置づけたことから、設置という目標を達成しておりますので、進捗状況評価はA（目標どおり進行している）といたしました。

次に、3点目「地域生活支援拠点等の整備」でございます。令和元年度は新たに市内8カ所の相談支援事業所を地域生活支援拠点等に位置づけ、5つの拠点の機能のうち、相談及び地域の体制づくりについて充実を図っております。このことから、進捗状況評価はA（目標どおり進行している）といたしました。

続いて、4点目「福祉施設から一般就労への移行等」でございます。設定しております目標数値を全て上回っております。これは、就労支援センターや就労移行支援事業所等の取組や連携が進んでいることが実績につながったと考えられます。このことから、進捗状況評価はA（目標どおり進行している）といたしました。

最後に、5点目「障害児支援の提供体制の整備等」でございます。令和元年度は保育所等訪問支援を提供する事業所が開設され、今年の6月に開設された主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の開設相談を進めました。また、その後も設置に向けて順調に進んでいることから、進捗状況評価はA（目標どおり進行している）といたしました。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。障害福祉サービス等の実績について、要点を

絞って御説明させていただきます。

こちらの実績は、都の実績に合わせまして、各年度の3月提供分の利用実績となっております。3月は新型コロナウイルスの感染が拡大していた時期であり、サービスの種類によって影響の大きさは異なりますが、全般的に実績が下振れしております。

まず、障害福祉サービスについて御説明させていただきます。

訪問系サービスにつきましては、同行援護及び行動援護が外出を伴うサービスということで、新型コロナウイルスの影響を大きく受けまして非常に低い数字となっておりますが、影響が出る前の12月実績や1月実績では前年実績を上回っていたことを申し添えます。

続いて、日中活動系サービスにつきましては、自立訓練は就労を目指す方などからのニーズが低くなっている反面、就労意欲の高まりから、就労移行支援や就労定着支援といった就労系のサービスが大きく伸びております。

続いて、下段の障害児のサービスについてでございます。児童発達支援及び放課後等デイサービス共に利用者数が毎年伸びている状況ではございますが、それを上回る伸びで見込み量を見込んでいるため、達成率は100%を下回っております。

以上が障害福祉サービス等の実績の説明となります。

事務局：引き続きまして、資料の3ページ目、地域生活支援事業の実績について説明をさせていただきます。

こちらの地域生活支援事業につきましては、必須事業と資料下段の任意事業、この2つに大別して、11の事業を昨年度も実施をしております。

事業全体を通しましては、先ほどと異なりまして、こちらは昨年3月時点の実績ではなく年間を通しての実績値という形になりますが、平成30年度と比較して、また令和元年度の計画値と比較して、おおむね予定どおりの形で実績のほうは推移をしているような形になります。しかしながら、こちらの地域生活支援事業につきましても新型コロナウイルスの影響が出てございまして、事業の一部縮減あるいは利用者様の利用控えといったようなものが発生している現状となります。

一例を取って申し上げますと、地域生活支援事業の(6)意思疎通支援事業、この中の①手話通訳者・要約筆記者派遣事業につきましては、平成30年度の実績値331人から279人というふうに、50人近く減少してございます。こちらのほうの中身を調べますと、やはり今年に入ってから、特に3月の利用実績の落ち込みといったものが大きくなってございまして、そういったところが今回の実績値の減少要因に反映されているのではないかとというふうに分析をしております。

また同じような形で申し上げますと、(9)の移動支援事業、こちら30年度と比較して、実績の実利用人数で申し上げますと3人の減少となっておりますが、年間の利用時間で比較いたしますと、平成30年度に比べて1,450時間利用時間の落ち込みといったものになってございます。

地域生活支援事業は、その名のとおり地域の生活に根差した事業を多々行ってございまして、今般のような新型コロナウイルスの影響といったものを色濃く受ける要素が多々ございます。今年度、令和2年度も同じような状況が続いてございますので、その辺りも注視して今年度の事業を執行している状況でございます。

地域生活支援事業に関する事務局からの説明は以上となります。

事務局：審議事項1について事務局からの説明は終わりましたが、柴田委員が会場に来られましたので、

御報告いたします。

大塚会長：ただいまの事務局の説明，資料1，資料2，今の進捗状況についての評価になりました。これについての御質問や御意見をお伺いしたいと思います。

全般的な進捗状況としまして，少し遅れて見えますのは，障害のある子どもさんのことが大人に比べて遅れ気味という感じはします。あるいは，災害などに対する対応というのがまだできていないというところが目立つ，そこがこれから補強していかなければならない点かなと全体としては見ました。皆さん，いかがでしょう。

柴田委員：資料2の1ページ目の一番下のところですけれども，5の「障害児支援の提供体制の整備等」の中で，一番下，「医療的ケア児支援の協議の場の設置」というところは，目標は「設置」で，実績では「検討」となっているのですが，これは，令和2年度に設置できる見込みがあつて，この評価がAになっているのでしょうか。この「検討」だけではよく分からないので，教えてほしいと思います。

事務局：医療的ケア児の連絡会，協議の場に関しては，令和2年度中に設置の予定で見込みが立っております。

柴田委員：分かりました。

続けていいですか。資料1の2ページ目の総括表のBの「やや取組が遅れている事業一覧」の番号2，通番17「ユニバーサルデザインの推進」で，「バリアフリー基本構想の策定」，これは遅れているということなのですが，6ページのところでは令和元年度は「基礎調査の実施」ということになっています。2ページのところでは，令和元年度の実績は「検討」としか書いてありません。目標は基本構想の策定でありますので，Bではあるけれども，その準備がどの程度進んでいるのか分からないので質問したいと思います。

事務局：基礎調査のほうは実施をされているのですけれども，障害の計画の令和2年度目標の達成は今のところ少し難しい状況であると聞いております。ただ，準備のほうは進めているような状況です。ほかの計画との足並みをそろえながら進めているというところで，障害の計画の目標値からは少し遅れてしまっているのですが，ほかの計画と一緒に進めている状況ではあるという報告を受けております。

柴田委員：基礎調査の実施というのはされたのですか。

事務局：はい，スタートされています。

柴田委員：2ページにはそれは書いていないですね。

事務局：資料のほうは，2ページと3ページにつきましては，やや取組が遅れている事業をまた補足をして記載させていただいていますので，よろしく願いいたします。

大塚会長：分かりました。

大塚会長：ほかの委員さん，どうぞ。御質問，御意見等がございましたら。

中西委員さん，どうぞ。

中西委員：資料1の6ページ目の通番13の「成年後見活用あんしん生活創造事業」のところが，平成30年度の相談件数と令和元年度の相談件数で桁が一桁違うぐらい増えているのですが，これは御相談自体が増えたということなのか，何かカウントの仕方が違ってきているということなのか，その辺りはいかがでしょうか。

大塚会長：30年度と令和元年度の数が一桁違うということで、事務局より説明をお願いしますか。

事務局：こちらの数字に関しては相談の延べ件数を出しております、1人複数回の相談をすると件数が大幅に増えたりするような状況がございます。

大塚会長：統一したほうが良いと思う。混乱してしまうかもしれないし、1件1件なのか、その人の1件なのか、それがどんどん累積されてそうなるのかについてもう一度検討したほうが良いと思う。

事務局：今回、延べ件数で掲載させていただいている件数を今後実人数など、統一できるような表現で検討させていただければと思います。

大塚会長：お願いします。

ほかにはいかがですか。大丈夫ですか。

柴田委員さん、どうぞ。

柴田委員：資料1の4ページの通番4「障害者差別解消支援地域協議会の設置」のところで、これは令和2年度の目標が「検討」になっているので、まだ設置が具体的目標にはなっていないのですが、実績値としては30年度も元年度も「研究」となっています。それは、現状では、目標が「検討」だから評価としてはAということになるのかもしれませんが、これはどういう進捗状況なのでしょう。

事務局：こちらにつきましては、ほかの自治体ですとか国の取組の動向の把握に努めておまして、設置の必要性についてから見極めをしているところがございます。まだ具体的に話が進んでいるわけではございませんが、目標値が「検討」となっておりますので、柴田委員のおっしゃるとおり、研究をしているところということでA評価とさせていただいております。

大塚会長：ありがとうございます。

ほかには、意見いかがですか。

柴田委員：資料1の3ページの10番目、「療育・教育の充実」というところで、統合保育事業についてです。現在が25の保育所で受け入れられているということで、令和2年度の目標が34なので、まだ9の保育所で実施されていないわけですね。今までの進捗具合から見ると毎年少しずつしか増えないので、今後1年間でそれが34にまで増えるのかどうかというところの見通しはどんなもののでしょうか。着実に増えていることは増えているのだけれども、やはり取組としては非常にスピードが遅いように思いますが、いかがでしょうか。

大塚会長：分かりました。統合保育所の数、今後の見込みも含めて事務局から説明をお願いします。

事務局：こちらの統合保育事業については、目標値に対しては数字が少ないところはあるのですが、取組として加配をかけつつ、数値のほうは増えていっているような状況にはあります。まだ見込みまでは分からないところはあるのですが、担当課で着実に事業を進めているような状況でございます。

大塚会長：ありがとうございます。

それでは、ほかにはよろしいですか。

これについては、8月28日金曜日まで意見を求める、受け付けるということなので、各団体の方についてはもう一度、会員の方にも諮って御意見をくださいということです。事務局、それでいいですか。

事務局：8月28日まで意見受付しておりますので、何か追加ございましたら事務局まで御連絡くださ

い。

大塚会長：よろしいですか。

次の審議事項2)です。「国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の策定に関すること」、これについて事務局から説明をお願いします。

事務局：資料3「前回協議会における各委員からの意見（概要）」をお手元に御準備ください。

本資料は、7月27日に実施した前回の障害者施策推進協議会でいただいた意見を項目ごとにまとめたものになります。各委員からいただいた意見についてはまだ具体的な施策等には落とし込んでいないため説明は割愛させていただきますが、裏面、2ページの基本理念の項目については、いただいた意見を踏まえ、基本理念の案を修正いたしました。詳しくは、資料4の「障害者計画の基本理念について」の内容に沿って御説明させていただきます。

資料4の(1)基本理念案について、前回協議会で示した基本理念の案から、委員の意見を踏まえて、「だれもがお互いを尊重し、支え合い、障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち」に修正させていただきました。変更点としては、前回の協議会で松友委員、柴田委員から、障害のあるなしに関わらず、お互いを支え合う社会システムが必要であり、障害のある人となない人に二分化して表現するのは適切ではないのではないかという御意見を頂いたため、障害に限らず、誰もがお互いに支え合いが必要ということを明確に表すために、文の先頭は「だれもがお互いを尊重し」という表現に変えています。また、「障害のある人となない人」という表現自体をなくし、「障害とともに」という表現を入れ、誰もが何かしらの問題を抱えていながらも、自分らしくいきいきと暮らせるまちを目指すという理念の下、本基本理念案に修正しております。

続いて、(2)基本理念の説明については、大塚会長から、基本理念の内容を注釈等で表現したほうが分かりやすいのではとの御意見もいただいていたため、基本理念の具体的な説明内容を作成いたしました。本内容は、共生社会を目指すに当たり、障害のあるなしに限らず、誰もが支援を提供する側と支援を受ける側になり得ることを踏まえ、様々な視点から地域社会を豊かにしていくことが求められていることを示し、障害とともに自分らしく生きていけるよう、各分野との連携を深め、多様な支援体制を推進していくことを目指す旨を記載しています。また、国連で2030年までの世界共通の目標として掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性のある社会を実現するというSDGsの考え方も本理念に密接に関係してくるため、最後の段落で「資する」ということで入れさせていただいております。

続いて、資料5「障害者団体等のヒアリング結果（まとめ）」を御覧ください。

表紙について、こちらはヒアリングの実施先をまとめております。障害者団体及び市内のサービス提供事業所等は、新型コロナウイルス感染症の影響により対面でのヒアリング実施が困難であったため、書面にて実施しています。こちらの内容については意見数が多いので、項目ごとに主な意見をまとめて御案内させていただきます。

1ページの項番2から15「相談支援」の項目については、一人一人に合った相談支援、また、ライフステージを通じて継続した支援の実施が求められていますが、相談支援専門員の業務過多などの理由により細かい支援が受けられていないという御意見を頂いています。

項番の16から25「生活支援」の項目について、こちらは障害福祉制度から介護保険制度へ移行する方が同じ量、質のサービスを受けておらず、制度自体の問題だけではなく、障害、介護の

相互間の連携体制を構築することが求められています。

項番の 26 から 33「保健・医療」の項目について、障害のある方は医療が不可欠になる方も多いため、医療につながりやすくする連携体制を求める声が挙げられています。

項番 34 から 38「保育・教育」の項目について、保育・教育の現場で障害の交流、理解、普及啓発を進めるなど、早くからの支援体制づくりが求められているような状況になります。

項番 39 から 42「障害児支援」の項目について、放課後等デイサービスの受け入れについて、事業所より環境整備を進めてほしいという意見が出ております。

項番 43 から 57「就労」の項目について、障害のある方に多様な働き方、選択肢を与えるために、市内の就労支援事業所や実習先の確保が求められています。

項番 58 から 65「情報提供体制」の項目について、情報の量、質を充実させるとともに、様々な方法で情報を発信してほしいとの要望が挙がっています。

項番 66 から 73「生活環境」の項目については、道路が歩きづらいなどのハード面だけではなく、精神障害、発達障害、知的障害の方に対するバリアフリー対策も求められています。また、障害のある方の生活環境を充実させるために、移動支援の利用要件や障害に応じて受け入れることができるグループホームが必要との意見もございました。

項番 74 から 95「防災・感染症対策」の項目について、コロナ禍で震災等が発生した場合の避難所の利用など、どのように対応すればよいか不安に感じていたり、障害者に対する防災・防犯教育を進めてほしいとの要望がございました。また、事業所からは、コロナ禍でのサービス提供が事業所で判断を求められ、現場で混乱も生じていたため、対応の統一を求める声が挙げられていました。

項番 96 から 111「理解・交流・権利擁護」の項目について、障害全体の理解促進だけではなく、障害別の理解も深めてほしいとの要望がございました。また、虐待を防ぐには支援者に対する研修が重要な一方で、支援者側のケアも必要との意見がございました。

項番 112 から 114「余暇活動」の項目について、障害の特性に応じた余暇活動の場の整備だけではなく、参加を促進するための仕組みづくりが求められています。

項番 115 から 126「人材の確保・育成」の項目について、人材集めに苦勞している事業所が多く、1事業所だけではなく、行政も協力した包括的な連携体制が求められています。

項番 130 から 132「地域生活支援拠点」の項目について、拠点機能の運用状況を精査し、さらなる機能の充実が求められています。

項番 133 から 138「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の項目については、社会資源を生かしつつ、個別のニーズに合わせた体制づくりを求める声がございます。

資料5の説明は以上となります。

今後、この障害者団体等の意見を計画の内容に反映しつつ、次回の協議会で計画全体の骨子をお示しする予定でございます。

大塚会長：ありがとうございます。

ただいまの資料3、4、5について、特に資料4の基本理念についていろいろ議論がありましたけれども、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

基本理念はよくなったと私は思います。分かりやすくなったと思いますけれども、いかがで

しょうか。

柴田委員：いいと思います。「障害とともに」という表現というのは私は初めて見たのですけれども、いい表現かなと思うのですが、今こういう使い方というのはどういうふうに使われているのか、もし委員長のほうで何か情報がありましたら教えていただけたらと思います。

大塚会長：「障害とともに」という言葉が新しく、そういう言葉遣いがあるかどうかということ。多分新しい言葉だと思いますけれども、障害がありながら、障害と一緒にということ。人がどのように考えるか知りませんが、障害は、人間の本質があって、主体があって、それにたまたま偶然ついたものというような意味での、ウィズ・ディサビリティという英語のほうがいいかもしれません。障害とともに、障害があっても人間として生きているんだという意味が新しい言葉かなと思って。

少しウィズ・コロナを連想させるので、ちょうどいい時代かなと思う。でも、ウィズ・コロナは決してコロナを敵対するのではなくて、コロナとともに生きていく、コロナも生物学上の私たちにとっての重要な生命体であるということも含めて、闘って克服するんじゃなくて、コロナとともに生きていくという、これからの感染症の時代というものとも通じるというように思っています。

松友委員：前回の発言をいろいろ取り入れていただきまして、非常に理念的なところがすてきな表現になったと思います。ありがとうございました。

大塚会長：ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

中西委員さん、どうぞ。

中西委員：基本理念のところは皆さんと同じでよろしいんじゃないかと思うのですが、その下の基本理念の説明内容のところ、4行目の「またこれからは、障害のあるなしにかかわらず、だれもが支援を提供する側と支援を受ける側の双方の立場から」というふうになっているのですが、何となくここの支援を提供する人と支援を受ける人で支援をして支え合うみたいなのが少し違和感があるかなという感じがして。ただいるだけでもいいんだ、あるがままそこにいるだけでもいいんだという趣旨で変えたのに、説明がまだ前の話に引きずられているのかなというふうに思ったのですが。

大塚会長：どうですか、事務局。私もそう思いますけれども。以前の話は、障害があるない、二分化はやめよう。2つに分けるのではなくて、お互いになり得る立場だし、1つのものとして考えようということも、障害というものはあまり、こっちとあっち、あっちとこっちと言わないほうがいいということかもしれません。

ほかにはいかがですか。

事務局：こちらにつきましては、また再度検討させていただきまして、表現についてはまた会長のほうに御相談させていただくということで、皆様に御了承いただいてもよろしいでしょうか。

大塚会長：お願いします。

大塚会長：柴田さん、どうぞ。

柴田委員：先ほどのところですが、「だれもが支援を提供する側と支援を受ける側」という表現、これは私も変えたほうがいいかなと思います。例えば重症心身障害の人の存在が、その人を取り巻く周

りの人たちに、改めて「生きるとはどういうことか」とか、「人生の価値は何か」とか、「人間にとって大切なことは何か」とかということを改めて考えさせてくれる、そういうようなことはあるのですけれども、重症心身障害の人が、その人が接することで感動した人に、それが支援を提供したのかというと、そういう表現では難しいかなと思います。どういう人にもその人として生きる価値があるというか、人として同じだし、また、お互いに影響し合うものだということは確かにそうです。そこをもう少し。支援をするかしないかということではなくて、表現するよい言葉があればいいかなと思います。

大塚会長：ありがとうございます。議論の延長線上で、同じ言い方だと思いますので、もう一度考えていければと思います。

ほかにはよろしいですか。

これについても、意見があれば、8月28日まで受け付けるということによろしいですか。

事務局：こちら8月28日金曜日までで、何か追加で御意見とかあれば、御連絡いただければと思います。

大塚会長：ありがとうございます。

全体として御意見がもしあれば、いかがでしょうか。長畑さんとか、スーパーバイザーの方も全体を見て、改善点等の話も団体の話の中にありましたけれども、いかがでしょうか。

長畑アドバイザー：私の立場からですと、やはり総合的な相談窓口、これに関しまして、委員の方から再三要望が出ていたり、我々現場としてもそこは要望しております。調整会議のようなものが立ち上がっておりまして、恐らく庁内の中で、8050とかいろいろな議論はされていると思うのですが、現場レベルにそこがなかなかフィードバックされていないような状況もありますし、より次の計画でその辺りを強化していただければということと、介護保険等の障害の移行のところに関しましては、やはりずっとこの課題は続いておりますので、コロナ禍という難しい状況もあるのですが、事例の検討会ですとか、そういった意見交換の場、検討の場所のようなものを設けていただいたものを盛り込んでいただければと思います。

大塚会長：ありがとうございます。

宮崎先生はいかがですか。もし、子どものこと、あるいは保育所から学校への移行だとかそういう流れとか、あるいは教育のことでもし御意見があれば。

宮崎委員：宮崎です。

今回のところは特にございません。

大塚会長：ありがとうございます。

伊佐さん、青柳さん、もし御意見があったら。いかがですか。青柳さん、ありますか。

青柳委員：就労自体は、この国分寺の中で障害をお持ちの方が就労を希望される方が徐々に増えていっているというところはあるかと思えます。ただ、難しいのは、このコロナ禍でどう就労者数を上げていくかというのは、就労支援センターだけではなく、市であったり、いろいろな機関と連携を取りながらやらないと難しいなというのは、肌感覚としてあります。

大塚会長：ありがとうございます。

障害のある方の就労も、あるいは今働いている人もこれから非常に厳しくなるという話が出ています。それから、例えば就労の実習などにおいても、今後Webを使ったものであるとか、い

ろいろなものに変わってということに障害のある方がきちんと対応できるかということも変わっていくと。全体に働き方が変わりますので、障害のある方の働き方も随分変わるということをお話していますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

あとは、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局にお返ししますので、次回のスケジュールも含めて連絡をお願いいたします。

事務局：次回の協議会の開催予定をお伝えします。

今回は、10月6日火曜日、午後6時からの開催となります。開催方法につきましては、今回同様Web会議での開催を検討しております。詳細が確定いたしましたら、開催通知を別途送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

大塚会長：どうもありがとうございました。

では、もし皆さん、何か御意見がなければ、令和2年度の第2回障害者施策推進協議会を終わりたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。御苦労さまでした。

——了——